

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年3月31日京都市条例第168号）（中央卸売市場第一市場管理課）

会社法の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、会社法の施行の日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第168号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第21条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第2号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同項第3号中「資本もしくは」を「資本金若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第24条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第1号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同項第2号中「資本もしくは」を「資本金若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第33条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第61条第4項各号列記以外の部分中「できる。」を「できる」に改める。

附 則

この条例は、会社法の施行の日から施行する。

(中央卸売市場第一市場管理課)